



法テラス 【利用料無料、電話・オンライン対応可】

「ケース会議 援助プログラム」のご案内

ー 困難事例を抱える福祉のチームに 地域の弁護士も ー



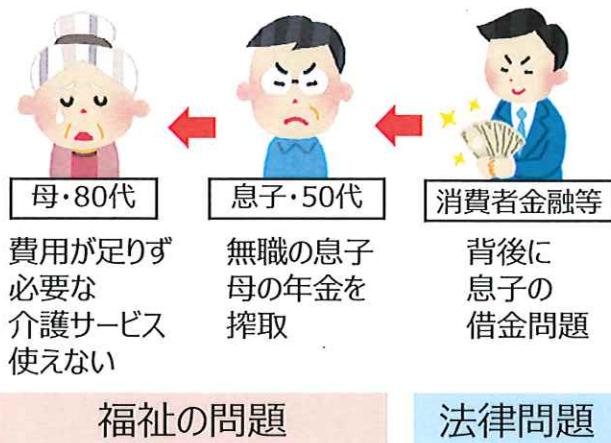
法テラス岐阜

050-3383-5471

平日 9時～17時

1. 制度概要

【例えば 8050問題 年金搾取の事例】



- 法テラスの契約弁護士を下記2の要件を満たす会議に派遣します。
- 対面のほか、電話・オンラインによるケース会議も対象です。
- 利用料は無料です。
※電話・オンラインで実施した場合の通信料は各自負担です。
- 弁護士も福祉の一部です。
左記の事例のように、福祉の問題の中には、法律問題が含まれていることがあります。
弁護士による適時の法律問題の発見・解決が、困難事例の解決につながることがあります。

2. 支援の要件

① 対象機関

岐阜県内の地方公共団体、福祉機関・団体

② 申込

下記期間内に申込受付が必要です。
令和3年4月1日
～
令和8年2月28日

③ 対象のケース会議

- 本人の利益を図る目的で実施する個別会議であること
※特定個人を離れて地域課題を検討する会議は含みません。
※参加者の人数や本人の同席有無は問いません。
- 法テラスの実施する他の法律相談援助の利用によることが適当でないこと

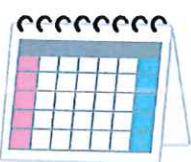
3. ご利用方法

Step1 申込



法テラス岐阜宛に、お電話でお申込みください。
(050-3383-5471)

Step2 日程調整



法テラスから担当弁護士をご紹介します。
(調整にお時間をいただく場合があります。)
担当弁護士との間で、
ケース会議の日時・場所等を調整してください。

Step3 ケース会議実施



対面によるケース会議では、会議実施の確認のため、所定用紙にご署名いただきます。